

県税事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十一号

県税事務所管理規則の一部を改正する規則

県税事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「自動車税担当」を「自動車税課」に改める。

第三条第一項の納税課の分掌事務の第二十三号中「自動車税担当」を「自動車税課」に、「部分」を「事務」に改め、同条第三項中「自動車税担当」を「自動車税課」に改め、同項第五号中「第二号から前号まで」を「前三号」に改め、同項に次の一号を加える。

六 自動車税納税証明書の自動発行機の管理に関すること。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。